長崎県壱岐市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø　地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

勝本町ふれあいｾﾝﾀｰかざはや

【三島・渡良・初山・武生水・柳田・志原・那賀地区】
避難先　壱岐北部（勝本浦周辺等）
（壱岐市立勝本小学校、他19施設）

【三島・渡良・初山・武生水・柳田・志原地区】
基本経路
①県道175号→県道59号
もしくは、
②県道175号→県道25号→国道382号→県道59号／県道174号

【筒城・石田・八幡・田河地区】
避難先　壱岐北部（芦辺町箱崎周辺等）
（壱岐市立箱崎小学校、他15施設）

壱岐島開発総合ｾﾝﾀｰ

【筒城・石田・八幡・田河地区】基本経路
県道65号→県道23号

壱岐市

郷ノ浦港
三島（大島・長島・原島）
の上陸港

(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)

※壱岐島・三島地区（大島・長島・原島）の対応はｐ108を参照。

福岡県糸島市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø　予め避難経路を複数設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

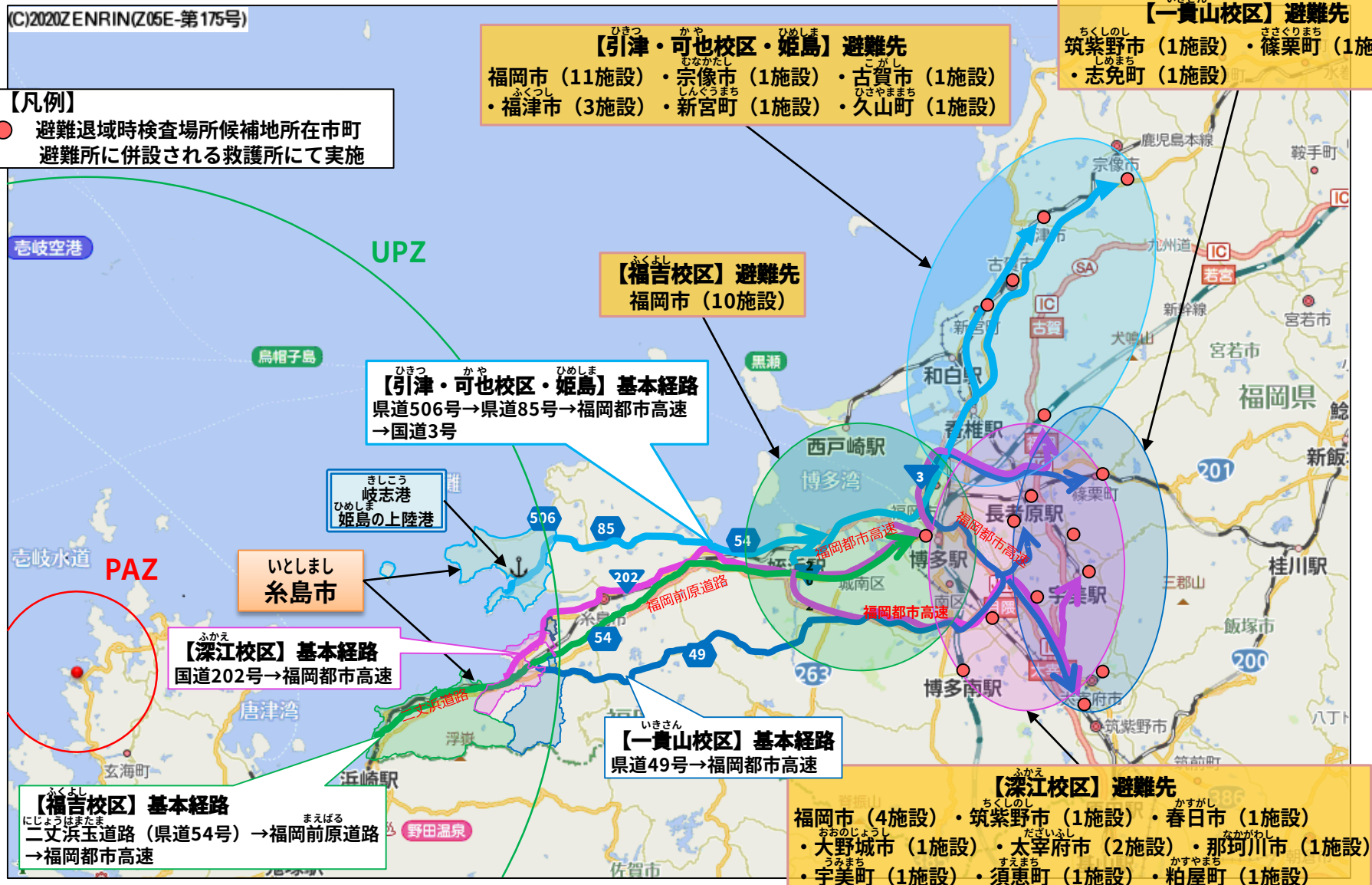

※姫島の対応はp109を参照

台風時などにおけるUPZ内の防護措置

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- OIL基準により一時移転等が必要な場合であっても、台風等により気象庁から暴風警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞ （外出をすることで命に危険が及ぶような場合）

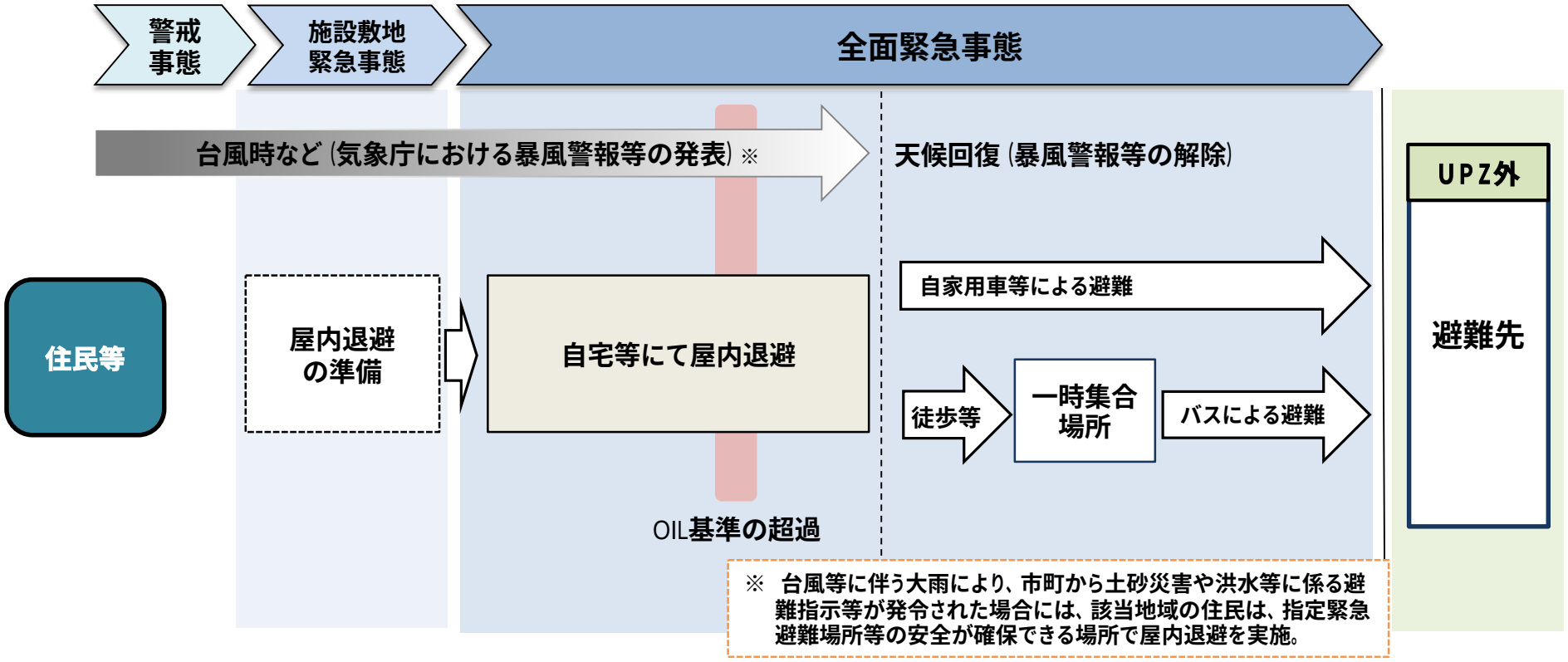

※ 台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難指示等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

自然災害等（地震※）により屋内退避が困難となる場合の基本的な考え方

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- Ø 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- Ø その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示が出ている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う。
- Ø なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び佐賀県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認･調整等を行う。

＜屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合＞

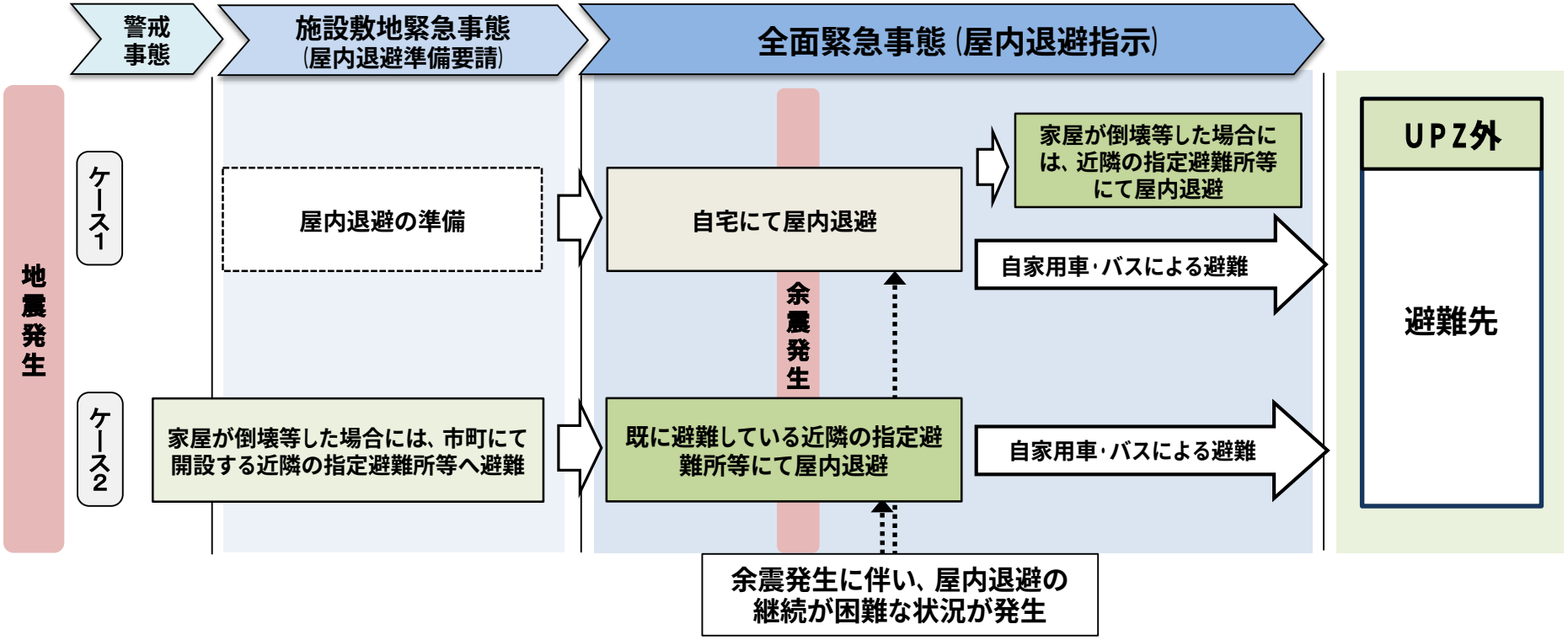

※ 津波との複合災害時における場合もケース2と同様に、まずは津波による人命へのﾘｽｸを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難を実施。津波警報解除等津波に対する安全が確保できた場合には、避難経路等を確認した上で避難を実施する。

感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- Ø 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、避難等の各種防護措置と感染防止対策を可能な限り両立させる。ただし、災害時には差し迫った危機から命を守ることが最優先であり、その避難に猶予がなく、身体・生命に危機が迫った場合は、感染症の流行下にあっても、躊躇なく避難を行うものとする。
- Ø 感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- Ø 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- Ø 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- Ø 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々の状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（UPZ）＞

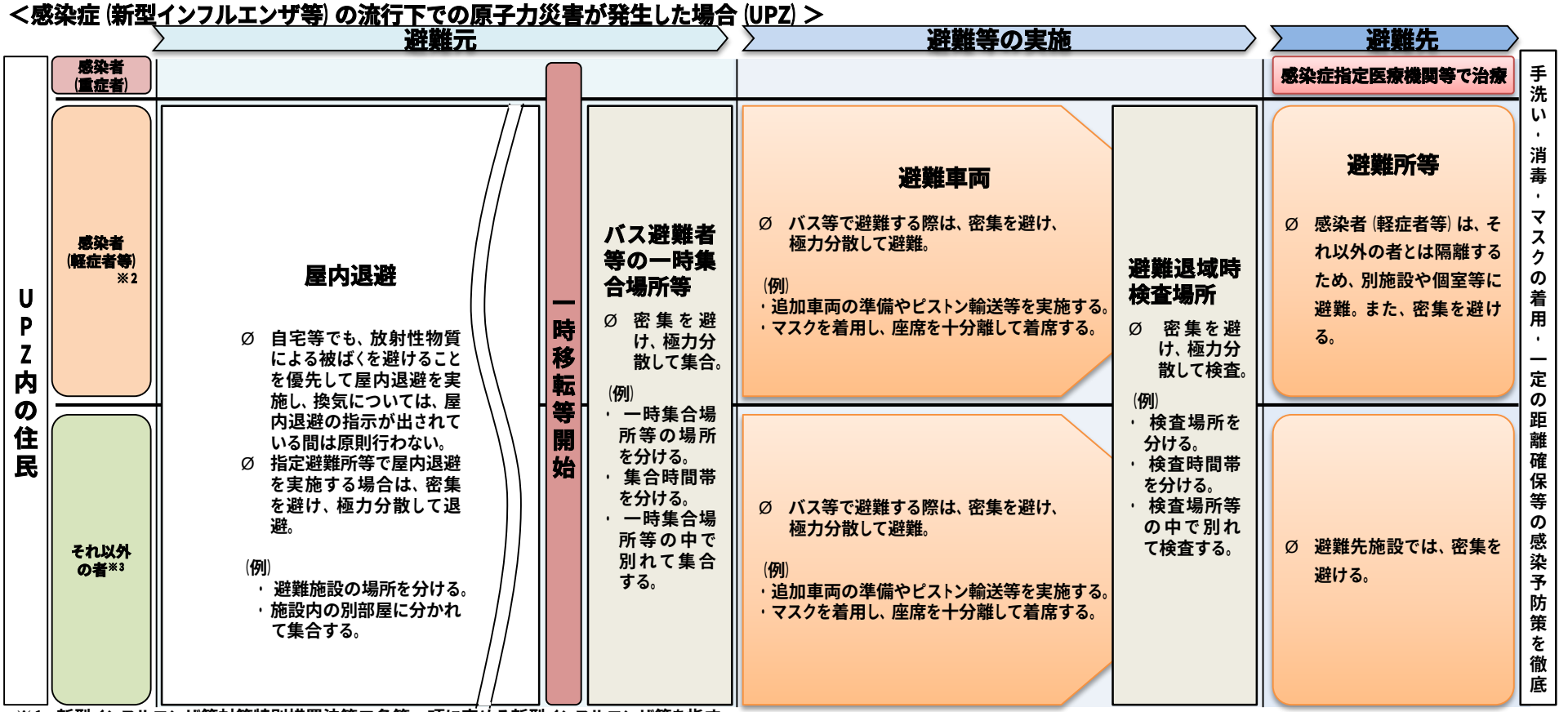

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。
※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。

他の地方公共団体からの応援計画

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、佐賀県、長崎県、福岡県に対する関係地方公共団体からの支援策として、5つの応援協定を締結。

2ミ九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定

（佐賀県:平成23年3月7日、長崎県:平成23年3月3日
福岡県:平成23年4月26日）

【対象】

国土交通省九州地方整備局、
佐賀県土木部
長崎県土木部
福岡県県土整備部

【応援内容】

①施設の被害状況の把握
②情報連絡網の構築
③現地情報連絡員(ﾘｴｿﾞﾝ)の派遣
④災害応急措置
⑤その他必要と認められる事項

2ミ九州・山口9県災害時応援協定（平成23年10月31日）

【対象】

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県

【応援内容】

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に係るもの
①職員の派遣
②食料、飲料水及び生活必需品の提供
③避難施設及び住宅の提供
④緊急輸送路及び輸送手段の確保
⑤医療支援
⑥物資集積拠点の確保
⑦災害廃棄物の処理支援
⑧その他応援のため必要な事項

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項に規定する感染症のうち広域的な対応を必要とするものに係るもの
①検体検査
②マスク、防護服等の医療資機材の提供
③その他応援のため必要な事項

2ㇵ関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成23年10月31日）

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

【応援内容】

①職員の派遣
②食料、飲料水及び生活必需品の提供
③資機材の提供
④避難者及び傷病者の受入れ
⑤船舶等の輸送手段の確保
⑥医療支援
⑦その他被災府県が要請した措置

2ㇺ全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）

【応援内容】

①人的支援及び斡旋
・救助及び応急復旧等に必要な要員
・避難所の運営支援に必要な要員
・支援物資の管理等に必要な要員
・行政機能の補完に必要な要員
・応急危険度判定士、ｹｰｽﾜｰｶｰ、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱの斡旋
②物的支援及び斡旋
・食料、飲料水及びその他生活必需物資
・救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
・救援及び救助活動に必要な車両、船艇等
③施設又は業務の提供及び斡旋
・ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰによる情報収集等
・傷病者の受入れのための医療機関
・被災者を一時収容するための施設
・火葬場、ｺﾞﾐ・し尿処理業務
・仮設住宅用地
・輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達及び輸送調整に関する支援
④前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

2ㇺ原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

①原子力防災資機材の提供
・緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ資機材
・原子力防災活動資機材
・緊急時医療資機材
②職員の派遣
・緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ関係職員
・緊急時医療関係職員
・その他災害対策関係職員

(C)2020ZENRIN(ZⅭ5E-第175号)

7．UPZ内の離島における対応

＜対応のﾎﾟｲﾝﾄ＞

1. 原子力災害時の防護措置として、島内における屋内退避の実施のほか、一時移転等の実施が必要となった場合は海路（架橋された離島や島内への一時移転等が可能な場合は陸路）により島外へ一時移転等を実施。

2. 自然災害との複合災害等に備え、放射線防護対策施設等を整備するとともに、食料や飲料水等の備蓄や防災行政無線などの情報受伝達手段を確保。

UPZ内における離島の概要

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- Ø 玄海地域では、UPZ内に20の離島（架橋された離島を含む）が存在。
- Ø 原子力災害時の防護措置として、島内における屋内退避の実施のほか、一時移転等の実施が必要となった場合は海路（架橋された離島や島内への一時移転等が可能な場合は陸路）により島外へ一時移転等を実施。また悪天候等により島外避難が出来ない場合は、避難の準備が整うまでの間、島内の放射線防護対策施設等において屋内退避を継続。
- Ø 自然災害との複合災害等に備え、放射線防護対策施設等を整備するとともに、食料や飲料水等の備蓄や防災行政無線などの情報受伝達手段を確保。

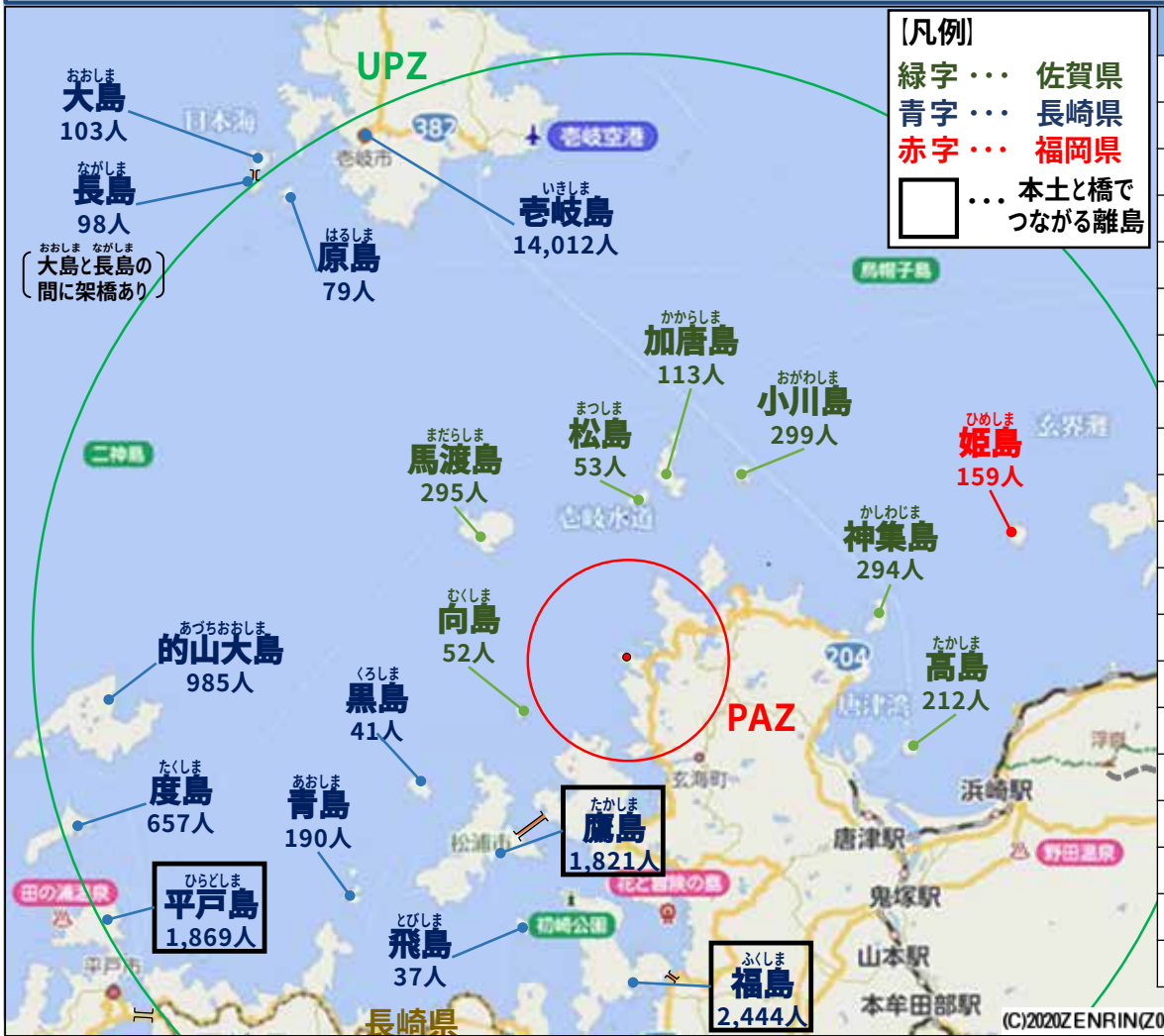

離島名称	所在地	人口※1
高島(たかしま)	佐賀県唐津市	212人
神集島(かしわじま)		294人
小川島(おがわしま)		299人
加唐島(かからしま)		113人
松島(まつしま)		53人
馬渡島(まだらしま)		295人
向島(むくしま)		52人
鷹島(たかしま)［本土との架橋］	長崎県松浦市	1,821人
黒島(くろしま)		41人
福島(ふくしま)［本土との架橋］		2,444人
飛島(とびしま)		37人
青島(あおしま)		190人
平戸島(ひらどしま)［本土との架橋］	長崎県平戸市	1,869人
度島(たくしま)		657人
的山大島(あづちおおしま)		985人
壱岐島(いきしま)	長崎県壱岐市	14,012人
大島(おおしま)［島同士の架橋］		103人
長島(ながしま)［島同士の架橋］		98人
原島(はるしま)		79人
姫島(ひめしま)	福岡県糸島市	159人

※1 人口は「原子力災害対策重点区域内の人口」を指す。

UPZ内の離島における一時移転等の基本フロー

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- Ø 施設敷地緊急事態となった場合は、UPZ内の離島では放射線防護対策施設の立ち上げ等の屋内退避の準備を行うとともに、一時移転等に備えて集合場所の開設準備を行う。
- Ø 全面緊急事態となった場合は、UPZ内の離島の住民は屋内退避を行う。その後、一時移転等を実施することとなった場合は、海路や陸路（架橋された離島や島内避難が可能な場合）により避難を実施。
- Ø 悪天候等により船舶による避難が困難な場合や、避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる住民は、近隣の放射線防護対策施設を含む屋内退避施設で屋内退避を継続。避難体制が十分に整った段階で、一時移転等を実施。

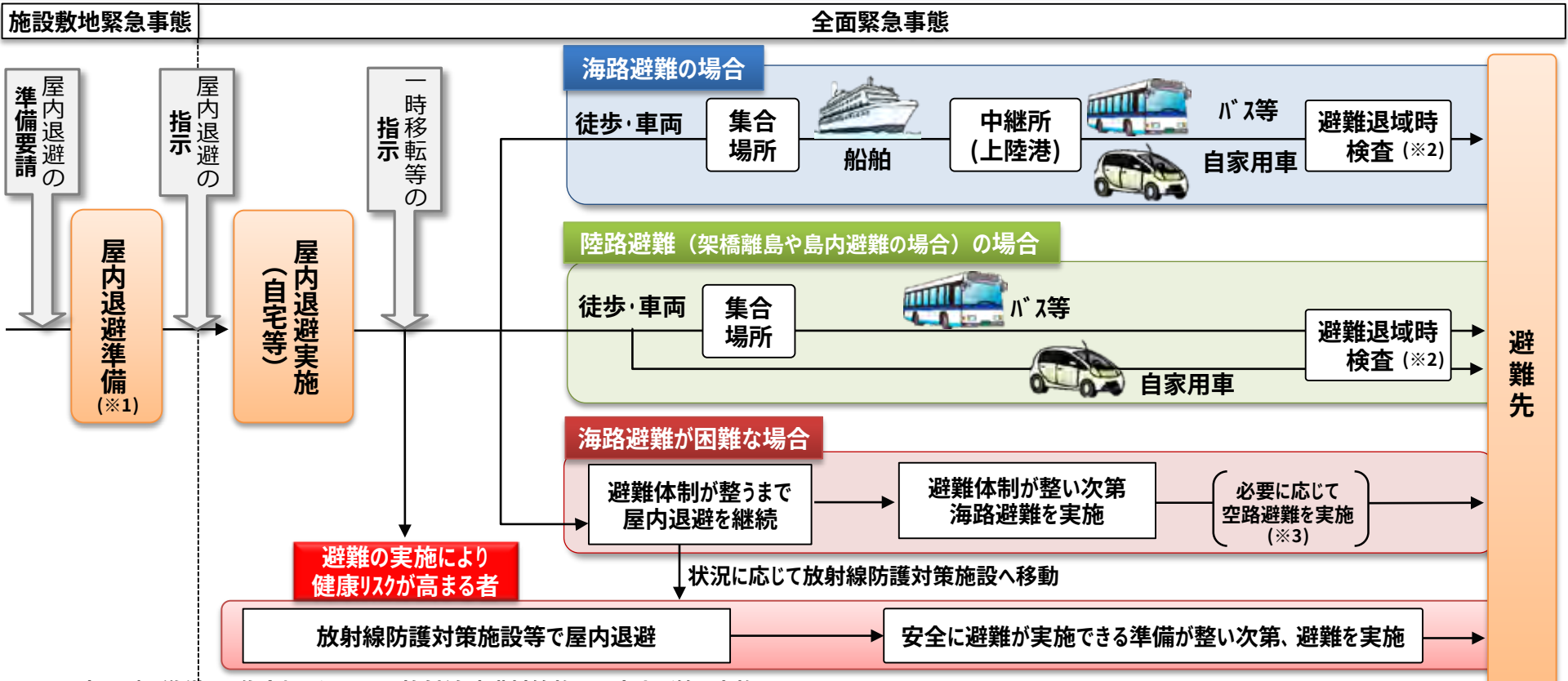

※1 屋内退避の準備は、集合場所の開設、放射線防護対策施設の立上げ等を実施
※2 避難退域時検査場所は、原子力災害対策重点区域の境界周辺から避難所までの避難経路上に設置
※3 空路避難は、各離島における「ﾍﾘﾎﾟｰﾄ」（ﾍﾘ離着陸場として指定されているﾍﾘﾎﾟｰﾄや空港等）、「臨時ﾍﾘﾎﾟｰﾄ」（各県地域防災計画等で「離着陸適地」などとして記載されているｸﾞﾗﾝﾄﾞ等）、「防災離着陸候補地」（過去に訓練や救急活動で使用実績がある場所、また現地調査により条件付きも含めﾍﾘの離着陸が可能とされた場所等）を活用
※4 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体からの要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

UPZ内における離島の放射線防護対策施設の設置状況

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

Ø UPZ内における離島のうち、陸路で避難できない離島については、対象となる住民を収容するための屋内退避施設として、放射線防護対策施設を整備。

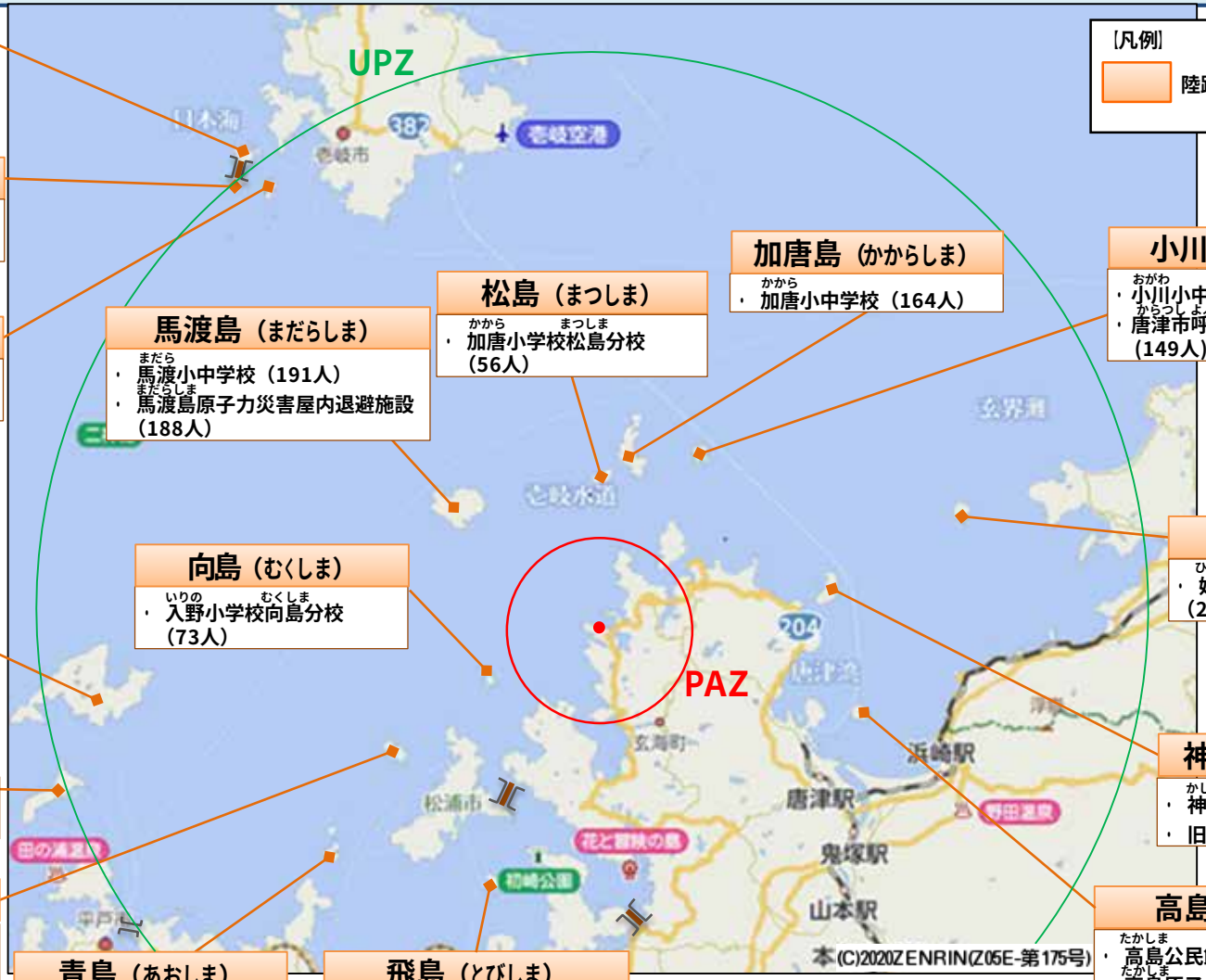

大島（おおしま）
- 三島小学校（267人）

長島（ながしま）
- 長島地区放射線防護対策施設（約150人）

原島（はるしま）
- 原島地区放射線防護対策施設（約120人）

的山大島(あづちおおしま)
- 大島中学校（1,100人）

度島（たくしま）
- 度島小中学校（800人）

黒島（くろしま）
- 黒島住民センター（65人）

馬渡島（まだらしま）
- 馬渡小中学校（191人）
- 馬渡島原子力災害屋内退避施設（188人）

松島（まつしま）
- 加唐小学校松島分校（56人）

加唐島（かからしま）
- 加唐小中学校（164人）

小川島（おがわしま）
- 小川小中学校（256人）
- 唐津市呼子交流促進施設（149人）

向島（むくしま）
- 入野小学校向島分校（73人）

姫島（ひめしま）
- 姫島福祉センターはまゆう（236人）

神集島（かしわじま）
- 神集島公民館（375人）
- 旧神集島小学校（66人）

高島（たかしま）
- 高島公民館（219人）
- 高島原子力災害屋内退避施設（48人）

青島（あおしま）
- 青島小中学校（290人）

飛島（とびしま）
- 飛島地区放射線防護対策施設（60人）